

令和3年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（A日程入試）

憲法・民法・刑法

注意事項

以下をよく読んで、間違いないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3~5ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのⅠ）、民法につき1枚（そのⅡ）、刑法につき1枚（そのⅢ）、合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

一般社団法人 A は、B 市中華街の華僑・華人を主たる会員とする団体で、同中華街の一角に事務所を構えている。A は、華僑・華人社会の人的交流、歴史研究や文化保存を目的として設立され、B 市内の関帝廟の維持管理・公開に関する事業も行っている。A の収入は、会員の納める会費のほか、関帝廟の拝観料や関帝廟に関連する物品の販売によるものである。

B 市の関帝廟は、中国出身の大工職人の技術を結集して建設されたものであり、中国の伝統建築の粋を象徴するものとして、高い美術的・文化的価値があると評価されている。関帝廟に主神として祀られている関聖帝君（関羽將軍）は、『三国志』を通じて日本でも知られているが、華僑・華人社会において神格化され、商売繁盛と富の繁栄をもたらす神として、信仰の対象とされてきた。関帝廟は、華僑・華人およびその縁故者の葬儀の場としても利用されてきたが、葬儀の際の宗派・信仰・様式は利用者の自由とされていた。

20XY 年初頭、新型 C ウイルスによるパンデミックが発生した。新型 C ウイルス感染防止のため、政府は、多数人が密集するおそれのある施設の閉館を要請したが、要請に違反した際の罰則はない。B 市は、施設閉館要請に応じた団体等を支援するため、新型 C ウイルス対策給付金（以下、「給付金」という。）制度を創設し、B 市内に事務所等を有する団体等で一定の要件を満たすものに、100 万円を支給することとした。給付金支給の要件としては、①「20XY 年 1 月から 12 月までのいずれかの月における収入が前年同月の収入より 20 パーセント以上減少していること」のほか、②「宗教上の組織または団体に該当しないこと」が定められている。

A は、政府による施設閉館要請を受けて、自主的に、B 市関帝廟を閉館した。A の 20XY 年 5 月の収入は前年同月の収入よりも 60 パーセント減少したため、A は給付金の支給を申請した。給付金支給申請を受けた B 市は、当初、A が「宗教上の組織または団体」に該当するのではないかとの懸念を示したが、最終的に、A に対して給付金 100 万円を支給することにした。

以上の事例に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

民法（配点 100 点）

農家を営む X は、その所有するトラクタ（甲）を倉庫にしまっておいたところ、2015 年 7 月 10 日に、甲を A に盗難された。同年 8 月 10 日、A は、甲を中古の農業機械を販売している B に 60 万円で売却した。そして、9 月 10 日、B は、甲を Y に 100 万円で売却した。すでに甲の代金は支払われており、引渡しも済んでいる。Y は、引渡しを受ける際に、甲が X の所有物であることを知らなかった。その後、2016 年 7 月 10 日、X は、Y に対して、所有権に基づく返還請求権の訴えを提起し、さらに、甲の使用利益相当額も請求した。

1. Y は、X の返還請求に応じなければならないか。仮に、B が、X から賃借していた甲を自己の所有物として Y に売却していた場合と結論は異なるか、比較して論じなさい。

（配点：50 点）

2. X が Y に対して、2015 年 9 月 10 日から 2016 年 7 月 10 日までの間の使用利益（15 万円）を請求した場合に、その請求は認められるか。

（配点：25 点）

3. Y が、X に返還する際に、Y が B に支払った購入代金（100 万円）の弁償を請求することが可能か。

（配点：25 点）

刑法（配点 100 点）

以下の事例に基づき、Xの罪責について、具体的な事実を摘要しつつ論じなさい。

Xは、女性を物色して情交を結ぼうという意図のもとに市内を普通乗用自動車で徘徊走行していたが、一人で通行中のA女を認め、声をかけ、「家まで送つてやる。」と嘘を言ってAを上記自動車の助手席に乗せ、発進して同所より 5 km 西方にある川の護岸工事現場に至るや、同所で嫌がるAを無理に降車させた上、抵抗するAの右腕を掴む等して A を 草地内に引っ張り込み、A を強く押してその場に仰向けに倒し、強いて性交した。その後、Xは、犯行が発覚することを恐れ、口封じのため A を殺そうと決意し、A の頸部を両手で強く絞扼した。Xは、A が動かなくなったことから、A が死亡したものと思い、A を溺死に見せかけようと考えて、10m ほど離れた川の水中に A の身体を投げ入れた。その後、Xは、上記自動車の側に A が所持していたハンドバッグを見出し、中身を物色したところ、現金 1 万円とクレジットカード（券面に A の氏名が記載されたもの）が入った財布が入っていたため、Xはこれを生活費として費消しようと考え、持ち去った。帰宅する途中、セルフ式のガソリンスタンドに立ち寄った X は、上記クレジットカードを給油機に挿入し、5000 円分のガソリンを上記普通乗用自動車に給油した。なお、A は頸部を絞扼された段階では生存しており、水中に投げ入れられたことによって生じた溺水による窒息が原因となって、約 10 分後に死亡していたことが判明した。

[このページは空白です。]